

前金払の支払限度額撤廃について

平成 2 8 年 1 月

宇治田原町企画・財政課

建設事業者の資金調達の円滑化を図り、もって公共工事の円滑な施工を確保するため、平成 2 8 年 4 月 1 日以降に入札公告、指名通知等を行う土木建築工事について、前金払及び中間前金払の支払限度額を撤廃します。

1 対象工事

宇治田原町が発注する土木建築工事で請負金額 300 万円以上のもの

2 改正内容

	改正前	改正後
前金払	請負金額の 40%以内 限度額 <u>8,000 万円</u>	請負金額の 40%以内 限度額 <u>なし</u>
中間前金払	請負金額の 20%以内 限度額 <u>4,000 万円</u>	請負金額の 20%以内 限度額 <u>なし</u>

3 適用期日

平成 2 8 年 4 月 1 日以降に入札公告又は指名通知等を行う工事から適用